

出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し、提出することとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達 12 の 2 - 2 に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。

（締約国品目証明書の必要的要件）

68-5-11 の 5

(1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に掲げるものを言う。

協定名	締約国品目証明書	本節における略称
ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書
モンゴル協定	モンゴル協定附属書 1 第 2 編第 1 節に基づく品目証明書	モンゴル協定締約国品目証明書

(2) 令第 36 条の 3 第 5 項(令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第 5 項、第 61 条第 1 項第 2 号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる事項が以下(イ)及び(ロ)に留意して記載され、かつ、後記 68-5-14 の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

ペルー協定	ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に定める事項
-------	----------------------------------

(イ) ペルー協定附属書 1 第 2 編第 2 節日本国の表の 2 欄に定める品名が記載されていること。

(ロ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

（不備のある原産地証明書の取扱い）

68-5-12 原産地証明書の記載事項について、前記 68-5-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、EPA 税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

イ 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

ロ 原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。

ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官と協議の上、処理するものとする。

ニ 原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特惠基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS 番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書は有効として取り扱う。

ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

（不備のある原産地申告の取扱い）

68-5-12 の 2 原産地申告の記載事項について、前記 68-5-11 の 2 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、EPA 税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からの